

# アパート・マンション等の 賃貸収入がある人の確定申告（不動産所得）

**確定申告** のスケジュールは次のとおりです。

1月1日から12月31日までの所得について原則**翌年2月16日から3月15日までに**申告します。

ココに注目!

**口座振替依頼書の提出は申告書の提出期限までに!**

初めて口座振替を利用するときは、申告書の提出期限（3/15）までに提出しないと、その年は口座振替納税を利用することができません。  
すでに口座振替を利用している人は、提出する必要はありません。  
※転居等により所轄税務署が変更となる場合は、申告書第一表の「振替継続希望」欄に○を記載して提出することで、引き続き従来の口座からの振替が可能となります。



## 1月1日から12月31日までの所得

1年間の所得

1月
2月
3月
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月

アパート・マンション等の  
賃貸収入がある人



ココに注目!

**書類を整理しておこう**

申告間際にあわてないように領収書などの書類を整理しておきましょう。スムーズな申告につながります。



毎月 家賃収入を受け取る  
↳ 1年分を申告

その都度 更新料・礼金（返還しないもの）などの受取を計上

家賃以外に受け取ったお金も賃貸収入に加えます。

12月 会社員等は年末調整&源泉徴収票を受け取る

12月に「給与所得の源泉徴収票」を受け取ります。翌年1月になることもあります。

翌年

1月	還付申告の受付 1/15 最長5年間
2月	
3月	
4月	
5月	

## 翌年2月16日から3月15日までに申告

2月16日と3月15日が土・日となる年は、それぞれ翌月曜日に変動します

1月 年金受給者は源泉徴収票を受け取る

申告の準備をする

- 申告書を入手する（1月から配布）
  - ・税務署でもらう
  - ・申告相談会場などでもらう
- パソコンやスマートフォンを利用する
  - ・e-Taxまたは国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーで作成するための利用環境を整える

申告書の提出 提出期限：3/17

申告期限直前は混み合うので早めに次の方法で申告しましょう。

- 手書きの申告書を税務署に持参または郵送する
- 税務署に出向き、または自宅のパソコンやスマートフォンの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、次のいずれかの方法で提出する。
  - ・紙に出力して税務署に持参または郵送する
  - ・データを税務署に送信する

税金を現金で納付する 納付期限：3/17

納付書が送られてくるわけではないので注意!  
税務署、または金融機関にある納付書で納付します。

口座振替で納付する 書類提出期限(初回)：3/17 → 口座振替：4月中旬

「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を税務署または金融機関に提出します。  
インターネットバンキングやダイレクト納付などの「電子納税」の方法もあります

4月 口座振替

口座振替を利用すれば、引き落とされるのは4月の中旬になりますので、納税までの時間に余裕ができます。振替日に口座残高が不足すると3月18日から延滞税が課されます。ご注意ください。

還付を受ける

還付金は指定した金融機関の口座に振り込まれる

- ・書面での申告は、申告書提出日から1ヶ月～2ヶ月以内
- ・電子申告は、データ送信から3週間以内に還付されます。